（別紙１）

純資産の額が一定の額以上であることその他の
経済産業省令で定める要件を備えているものであること

１　直前の決算における以下要件への充足状況

①　資産超過であるか

純資産合計額＝　　円　＞　０

②　EBITDA 有利子負債倍率が 10 倍以内であるか

EBITDA 有利子負債倍率＝　　倍　≦　10 〔計算式〕（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費） 借入金・社債（　　）円　―　現預金（　　）円 営業利益（　　）円　＋　減価償却費（　　）円

（記載要領）

１　勘定科目の数値については、決算書上の財務数値をそのままご記入ください。

２　②については「営業利益＋減価償却費」は「０」（ゼロ）を超えていることが必要です。
「借入金・社債－現預金」は「０」（ゼロ）以下でも対象となります。
なお、減価償却費は、営業外費用や特別損失に計上されているものは含めず記載してください。

（別紙２）

代表者が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務を
保証していることにより、事業活動の継続に支障が生じていること

１　該当事由

以下の事由について、当該事由に該当する旨を記載した上、提出書類として記載されている書類を添付する。

(1)　代表者が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務を保証していること

代表者名	金融機関名	借入日（契約日）

（提出書類）

金融機関（中小企業信用保険法第三条第一項に規定する金融機関に限る。）からの借入れ及び代表者が当該借入による債務を保証していることを証する書面

(2)　経営の承継を予定する後継者が存在していること及び経営の承継の具体的な計画が策定されていること

後継者名	経営承継予定時期

（提出書類）

記入、記名済みの別添様式

（留意事項）

本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査がある。